

○舟形町婚活奨励費補助金交付要綱

令和7年3月31日

舟形町告示第42号

(目的)

第1条 この要綱は、結婚につながる機会創出のため、山形県、県内全市町村及び経済団体等で組織する「やまがたハッピーサポートセンター」が運営するマッチングシステム「Aiナビやまがた」の入会登録料（以下「登録料」という。）に対して、町長が予算の範囲内において交付する補助金に関し、舟形町補助金等交付規則（平成19年3月規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町税等及び上下水道料金に滞納がない者
- (3) 結婚につながる機会を求めている者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、支払った登録料の額又は、10,000円のいずれか低い額とする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 舟形町婚活奨励費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）の提出期限は、登録料を支払った日から180日以内又は、登録料の支払った日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 登録料の領収書等支払いが確認できる書類の写し

(交付決定及び額の確定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、舟形町婚活奨励費補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第6条 前条に規定する補助金の交付決定及び額の確定があったときは、舟形町婚活奨励費補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(返還)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、既に決定した補助金の交付を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りの申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき
- (2) その他町長の指示又は条件に従わなかったとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。